

介護職員初任者研修を受講した方に 受講費の一部を補助します！

人吉市では、介護の現場で働く方を応援するために、介護職員初任者研修を受講した方（一定の条件があります）に対して、予算の範囲内で研修受講費の一部を補助します。

【対象者】

介護職員初任者研修を修了した方のうち、次に掲げる要件を全て満たす方

- ① 人吉市内の介護事業所で勤務している方
- ② 研修修了日の翌日から起算して1年以内の方
- ③ 3箇月以上勤務し、現在も勤務している方

【対象経費】

介護職員初任者研修の受講費及び教材費等（分割払いに伴う手数料等は含みません）

【助成額】

対象経費から教育訓練給付金及び他の助成金を差し引いた額。ただし、上限は6万円です。

【申請方法】

次の書類を添えて交付申請書（様式第1号）を提出してください。

- ① 研修を修了したことを証する書類の写し
- ② 受講費等の領収書等の写し
- ③ 勤務証明書（様式第2号）

※その他、書類の提出を求める場合があります。

★★交付要項・申請様式等は人吉市ホームページに掲載しています★★

【お問合せ】

人吉市役所 高齢者支援課 介護保険係（市役所1階6番窓口）

〒868-8601 人吉市西間下町7-1

電話 22-2111（内線1231）

介護職員初任者研修受講費助成補助金

Q & A

Q1 助成金の対象となる研修は？

A1 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修が対象です。

Q2 申請できる期間は？

A2 研修修了日の翌日から起算して1年以内であれば申請できます。（例えば、令和7年9月1日に研修を修了した場合、翌2日を起算日とするので令和8年9月1日まで申請可能。）ただし、年間の予算額に達した時点で申請受付終了となります。

Q3 助成金の対象となる経費は？

A3 研修の受講費及び教材費等です。分割払いに伴う手数料や追試等にかかる費用は対象となりません。また、雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金及び研修受講にかかる他の助成金を利用された場合は、その額は除きます。

Q4 申請は人吉に住所がある人だけか？

A4 勤務地が人吉市内にある対象事業所であり、助成の条件を満たす方であれば、市外住民も対象となります。